

～稲美町国民健康保険に加入している人へ～

人間ドック助成制度をご利用ください！



▲町ホームページ

稲美町国民健康保険では、疾病の早期発見・早期治療、健康管理のため、国保加入者の人間ドック受診費用の一部を助成しています。

令和3年度の助成対象となる医療機関は、加古川総合保健センター、大西メディカルクリニック、加古川中央市民病院の3機関です。また、「国保がん検診無料クーポン券」の対象者(40歳から64歳までの人)は、人間ドック受診費用がさらに減額されます。クーポン券をお持ちの人は申請時に窓口にご持参ください。

ご自身の健康状態をチェックし、疾病の早期発見や日々の健康管理にお役立てください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各機関において人間ドックの受診が休止・変更される場合がありますので、予めご了承ください。

【助成の対象となる人】 ①～⑤のすべてにあてはまる人

- ①稲美町国民健康保険に加入している25歳から74歳までの人
- ②申請日の前6カ月以上継続して稲美町国民健康保険に加入し、継続して療養の給付などを受けていない人
- ③国民健康保険税を滞納していない世帯の人
- ④受診日の属する年度において、特定健診を受診していない人
- ⑤町が実施する保健事業などにおいて、人間ドックの受診結果を活用することに同意する人

【受診期間】 令和4年3月31日(木)まで ※加古川総合保健センターは3月15日(火)まで

【申請方法】 国民健康保険証、特定健診受診票・国保がん検診無料クーポン券(お持ちの人のみ)を持参のうえ、住民課保険年金係の窓口で申請してください。その場で助成券を発行します。

(特定健診受診票・国保がん検診無料クーポン券は申請時に回収します)

※受診後の申請は受付できませんので、必ず受診前に申請してください。

【助成の対象となる人間ドック】

下記の表をご覧ください。なお、受診費用は半額助成後の金額です。

また、オプション検査についても助成対象となりますので、詳しくは住民課窓口にて備え付けのチラシまたは町ホームページをご覧ください。

(前年度に歯科・調剤を含む医療機関などの受診がなかった世帯に属する人は、全額助成となります)

人間ドック(健診コース)	受診機関	受診費用(助成後)
2時間人間ドック(基本診査 ※1・胃部X線・胸部X線)	加古川総合保健センター	9,380円
2時間人間ドックレディースコース (基本診査 ※1・胃部X線・胸部X線・子宮頸がん検診・乳がんマンモグラフィ(2方向)・骨粗しょう症検査)		13,500円
1日人間ドックベーシックコース (2時間人間ドックの内容・腹部エコー・医師による結果説明など)		17,500円
1日人間ドックレディースコース (2時間人間ドックレディースコースの内容・腹部エコー・医師による結果説明など)		22,000円
人間ドックコース(胃部レントゲン検査) (共通項目 ※2・胃部レントゲン検査)	大西メディカルクリニック	15,000円
人間ドックコース(胃カメラ検査) (共通項目 ※2・胃カメラ検査)		17,500円
1日人間ドック標準コース (基本診査 ※1・胸部X線・腹部CT・胃カメラ・医師による結果説明)	加古川中央市民病院	20,000円

※1 基本診査には、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、眼科検査、心電図検査、大腸がん検査が含まれます。

※2 共通項目には、診察等、身体計測、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液検査、眼圧、眼底、心電図検査、胸部CT、腹部CT、肺機能検査が含まれます。

*40歳から64歳までの人は国保がん検診(肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)無料クーポン券をご利用いただけますので、最大4,000円が受診費用から減額されます。なお、受診機関によってクーポン券を利用できる検診が異なりますのでご注意ください。

受診機関	国保がん検診無料クーポン券が利用できる検診
加古川総合保健センター	肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん
大西メディカルクリニック	肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん
加古川中央市民病院	肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん

【各受診機関問合先】 加古川総合保健センター 健診推進課 ☎ 429-2525
大西メディカルクリニック 健診室 ☎ 0800-2208-489
加古川中央市民病院 人間ドック室 ☎ 451-8703



稲美町国民健康保険及び兵庫県後期高齢者医療制度の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染(発熱などの症状があり感染が疑われる場合を含む)し、その療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受けられなかった場合は、申請により傷病手当金が支給されます。まずはお電話でご相談ください。

【対象】 稲美町国民健康保険または兵庫県後期高齢者医療制度の加入者かつ被用者※など(給与などの支払いを受ける人)で、新型コロナウイルス感染症に感染した人または発熱などの症状があり当該感染症の感染が疑われる人
※被用者とは他の人に雇われている人をいいます。

【支給期間】 療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日
ただし、給与などの全部または一部を受けられる場合は、これを受けられる期間を除く。

【支給額】 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
(受けられる給与などの額が上記で算定される傷病手当金の支給額よりも少ない場合は差額を支給)

【適用期間】 令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)

【問合先】 住民課 保険年金係 ☎ 492-9135

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入の減少が見込まれ、下記の対象要件に該当する場合は、申請により保険税(料)の減免を受けることができます。まずはお電話でご相談ください。

【対象世帯】

世帯の主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合、減免の対象となります。

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人
⇒ 保険税(料)全額免除
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、下記の条件のすべてに該当する世帯の人
⇒ 保険税(料)全額免除または一部を減額

●保険税(料)が減免される条件

- (1) 事業収入等のいずれかが、前年の当該事業収入等の額の3割以上減少する見込みであること。
 - (2) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- (注) 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料については、上記のほか主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であることが必要です。

【対象となる保険税(料)】

令和3年度分の保険税(料)で、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間のもの(令和2年度分の保険税(料)で、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間のものについても対象となる場合があります。)

○詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【問合先】

・国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料に関すること 税務課 住民税係 ☎ 492-9132
・介護保険料に関すること 健康福祉課 介護保険係 ☎ 492-9139